

補装具

障がい児者・難病患者等の身体上の障がいを補い、日常生活や職場生活をしやすくするために必要な補装具について、交付または修理にかかる費用を補助する制度です。



対象者

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者の方

補装具の種類

視覚障がい者	盲人安全杖、義眼 等
聴覚障がい者	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ 等

※上記は一例です。詳しくは障がい福祉係（0282-81-1829）へご相談ください。

申請に必要なもの

身体障害者手帳または指定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証
印鑑
医師意見書
見積書

※申請の内容によって必要書類が変わります。まずは障がい福祉係（0282-81-1829）へご相談下さい。

注意点

※事前に申請が必要です。申請前に購入・修理したものではありません。

※障がいの内容や等級、難病によっては対象とならない場合があります。

※介護保険対象者の方は、介護保険が優先です。まずはケアマネジャーにご確認ください。

※利用者には原則として、補装具の購入・修理にかかる費用の1割を負担して頂きます。

※補装具に係るお問い合わせ先

町健康福祉課障がい福祉係 TEL：0282-81-1829

日常生活用具

重度の障がい者に対し社会参加や自立を促すために、介護・訓練等支援用具や自立生活支援用具などを給付する費用等の一部を助成します。



対象者

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者の方

日常生活用具の種類

視覚障がい者	歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、盲人用時計、盲人用体温計、点字図書 など
聴覚障がい者	聴覚障がい者用屋内信号装置、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置
音声・言語障がい者	携帯用会話補助装置、人口喉頭、電気式たん吸引機、ネブライザー など
肢体不自由	特殊寝台、入浴担架、体位変換機、移動用リフト、入浴補助用具、歩行補助つえ、頭部保護帽、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
腎臓機能障がい者	透析液加温器
呼吸機能障がい者	ネブライザー、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車、パルスオキシメーター
ぼうこう障がい者 直腸障がい者	ストーマ装具（消化器系・尿路系）など

※上記は一例です。詳しくは障がい福祉係（0282-81-1829）へご相談下さい。

申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または指定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証
- 印鑑
- 医師意見書
- 見積書

※申請の内容によって、必要書類が異なります。まずは障がい福祉係（0282-81-1829）へご相談下さい。

注意点

※事前に申請が必要です。申請前に購入・修理したものについては対象になりません。

※障がいの内容や等級、難病によっては対象とならない場合があります。

※介護保険対象者の方は、介護保険制度が優先です。まずはケアマネジャーにご確認ください。

※利用者には原則として、日常生活用具の給付等にかかる費用の1割を負担して頂きます。

※日常生活用具に係るお問い合わせ先

町健康福祉課障がい福祉係 TEL : 0282-81-1829